

藤枝市れんげじスマイルホール条例の一部を改正する条例

藤枝市れんげじスマイルホール条例（平成28年藤枝市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長が特に必要があると認めるときは」を「第18条の規定により市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第4条ただし書中「市長は、特に必要があると認めるときは」を「指定管理者は、特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」に改める。

第6条から第8条まで及び第9条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改める。

第11条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条中「行為者は」の次に「、指定管理者に対し」を加え、「使用料を」を「利用料金（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を使用許可を受けた際に」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者が特に納期を定めたときは、この限りでない。

第11条に次の3項を加える。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料金の額を公表しなければならない。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第12条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「使用料」を「利用料金」に改める。

第17条を第19条とする。

第16条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定管理による管理）

第18条 市長は、法第244条の2第3項の規定に基づき法人その他の団体で市長が指定するものにスマイルホールの管理に関する業務を行わせることができる。

- 2 前項の規定により行う指定管理者の管理に関する業務は、次のとおりとする。
 - (1) スマイルホールの使用の許可に関する業務
 - (2) スポーツを通じた子育てと健康づくりを支援する事業等の企画及び実施に関

する業務

- (3) スマイルホールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

第15条を第16条とする。

第14条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第13条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料の取扱い)

第14条 行為者は、指定管理者が法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は管理の業務の全部の停止を命じられたときは、第11条第2項の規定により定められた額をスマイルホールの使用料として市に納めなければならない。

別表第2中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の藤枝市れんげじスマイルホール条例（次項において「旧条例」という。）の規定により市長がした許可その他の行為は、この条例による改正後の藤枝市れんげじスマイルホール条例（次項において「新条例」という。）の相当規定に基づいて、指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定により市長に対してされている申請その他の行為は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。